

# 指定訪問介護 重要事項説明書

〈 令和7年1月1日現在 〉

## 1. 当事業所が提供する訪問介護についての相談窓口および営業日等

電 話	077-525-2528	F A X	077-525-2261
営業日	月曜日～金曜日 土、日、国民の祝日及び12月 29日から1月3日までを除く	営業時間	8時40分～17時25分
サービス 提供日	年 中 無 休	サービス 提供時間	7時～19時 (上記時間外は相談の上)
担当サービス提供責任者			

※ サービス提供責任者をご相談に応じます。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

## 2. 当事業所の概要

### (1) 訪問介護事業所の指定番号および訪問介護提供地域

事業所名	公益社団法人 大津市シルバー人材センター
所在地	大津市中央二丁目2番5号 大津市中央市民センター3階
代表者役職・氏名	理事長 拾井 道夫
事業所の指定番号	2570100301
訪問介護を提供する地域	大津市全域

(2) 当事業所の従業者

令和 年 月 日現在

職 種		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	—	事業所の総括	1名
サービス提供責任者 (介護福祉士 介護基礎研修 1級修了者)		名 常勤換算 による	名 常勤換算 による	① 訪問介護計画書の 作成 ②利用者への訪問介護 計画書の説明と交付 ③利用者・訪問介護員 との調整 ④提供記録の内容確認 と実績管理 ⑤訪問介護員の選定等 ⑥重要事項の説明・訪 問介護契約書の締結	名 常勤換算 による
事務職員		—	2名	介護保険に係る事務	2名
訪問 介護 員	介護福祉士 介護基礎研修 1～2級修了者	—	名	① 利用者への サービスの提供 ② 提供記録の作成	名

### 3. 訪問介護のサービス内容

#### (1) 提供できるサービス

① 身 体 介 護	食事介助	食事介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から後片付けまで含まれます。
	入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。
	排せつ介助	おむつ交換、失禁の世話、排尿器や差し込み便器の介助、トイレ等への移動介助や見守り、誘導などを行います。
	清拭	身体を清潔に保つため、全身または部分的に体を拭き、洗髪、手浴、足浴、陰部洗浄など直接洗うことも含まれます。
	体位変換	床ずれ防止等のために1日何回か体位変換を行う際の介助を行います。身体状況に合わせて行います。
	その他	起床、就寝介助、衣服の着脱介助、整容介助、通院・外出及び役所等への事務的な手続き等の介助を行います。
② 生 活 援 助	買物	日用品や食料品など生活必需品の買い物を行います。買い物等に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ます。
	調理	ご利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は含まれません。
	掃除	ご利用者の居室の掃除、ゴミ捨て、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
	洗濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけの他、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、短時間で出来る範囲内の補修を行います。
	その他	薬の受け取り、衣服の入れ替え、ゴミ出し等を行います。

## (2) 提供時間

早朝 7:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～19:00
○	○	○

☆上記提供時間外は、相談、協議の上 提供するものとする。

## (3) 開始と終了

利用の開始	<p>居宅介護支援事業所からの訪問依頼の受注後に次の内容で訪問を開始します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① サービス提供責任者が訪問し、重要事項説明書に基づいて介護内容についての説明を行います。</li><li>② 事業者の訪問介護に同意していただいた場合、契約を締結後、訪問介護計画書を作成し、利用者やご家族に同意を得ます。なお、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って訪問介護計画を作成します。</li><li>③ 訪問介護計画書に基づいて訪問介護員が、利用者に介護の提供を開始いたします。</li><li>④ サービス提供責任者は、訪問介護計画書作成後も、実施状況を把握し利用者やご家族にも配慮し、必要に応じて訪問介護計画書の変更を行います。</li><li>⑤ 利用者は、いつでも訪問介護計画書の変更を申し出ることができます。この場合、事業者は、利用者やご家族の希望に基づいて、訪問介護計画書を変更いたします。</li><li>⑥ 事業者は訪問介護計画書を変更した場合、利用者やご家族にその内容を説明し、同意を得た上で、新たな訪問介護計画書に基づき訪問介護の提供を開始します。</li></ol>
-------	---

<p>利用の終了</p>	<p>① 利用者のご都合により終了する場合 1週間前に、お申し出くださればいつでも契約を解除することができます。ただし、急病による入院等、やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>② 事業者の都合により終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、訪問介護の提供を終了する場合、ご利用の居宅介護支援事業者への連絡、地域の他の訪問介護事業者の紹介をはじめ必要な措置を行います。</p> <p>③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に終了いたします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が介護保険施設に入所された場合</li> <li>・利用者の認定区分が要支援、又は自立と認定された場合</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この場合、条件を変更して再度契約することができます。 (介護予防訪問介護・地域支援家事援助サービス・生活支援サービス)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がお亡くなりになった場合</li> </ul> <p>④ その他 事業者が、正当な理由なく訪問介護を提供しない、守秘義務に反した、利用者やご家族などに社会通念上、いちじるしく逸脱する行為を行った、または事業者が解散した場合には、利用者は即座に終了することができます。また、利用者が提供した訪問介護の利用料の支払いについて20日以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内にお支払がない場合、利用者やご家族が事業者や訪問介護員（会員）に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合において、事業者は書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。</p>
--------------	---

#### 4. 訪問介護利用料（自己負担）

（単位：円）

区分	時間帯	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未	1時間30分以上 (以後30分増す毎の加算)
身体介護	通常時間帯	175	262	415	607	88
	早朝・夜間	219	327	518	759	111
	深夜	263	392	622	911	132
区分	時間帯		—	20分以上 45分未満	45分以上	—
生活援助	通常時間帯		—	192	236	—
	早朝・夜間		—	240	295	—
	深夜		—	288	354	—

#### 身体介護に引続き、生活援助を行った場合

身体介護に引続き生活援助を行った場合は、20分以上45分未満70円、45分以上70分未満140円、70分以上209円の自己負担が別途必要になります。

注①：上記料金表等記載の自己負担額は1割負担の場合です。介護保険負担割合証に記載の負担割合が『2割』または『3割』の方は、その表記の通りの負担割合となります。

注②：ひと月のお支払総額において、訪問内容の組合せ等の影響にて上記金額から多少の誤差が生じる場合がございます。

#### 「償還払い」とは

介護保険サービスを利用した際、利用にかかった費用を利用者が一旦全額支払い、その後保険者(大津市)に申請することで、利用者が負担した費用の自己負担額以外の金額の払い戻しを受けられる制度。

## 通常時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯で訪問介護を行った場合

◇早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問介護を行った場合、通常時間帯利用料に25%加算

◇夜間（午後6時から午後10時まで）に訪問介護を行った場合、通常時間帯利用料に25%加算

◇深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問介護を行った場合、通常時間帯利用料に50%加算

割増料金については、介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

## 加算について

### ◇「初回加算」

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、訪問介護を初回に実施した同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、その1月につき214円の自己負担となります。

### ◇「緊急時訪問介護加算」

利用者やその家族等から要請を受けてから24時間以内にサービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合は107円の自己負担となります。

## ※処遇改善加算について

◇「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され新たな加算区分「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」の名称となり

介護職員等の賃金改善を目的に上記訪問介護利用料に1000分の145（14.5%相当）が自己負担となります。

## 2人の訪問介護員等により訪問介護を行った場合

次の事由に該当し、利用者又はその家族等の同意を得て2人の訪問介護員等が訪問する場合100分の200（2人分相当）の自己負担となります。

- ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難な場合
- ② ご利用者による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等がある場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずる場合

### (1) キャンセル料 ( 利用の中止 )

利用者のご都合で利用を中止される場合 ( 急病による入院等、緊急やむを得ない場合を除く ) は必ず、事前に事業者までご連絡下さい。キャンセル料は不要です。

### (2) その他

- ① 利用者の居宅において訪問介護員が訪問介護を提供するに際し必要となる、水道、ガス、電気の使用にかかる費用は利用者の負担となります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費は利用者の負担となります。

## 5. 料金の支払時期と支払方法

支払時期	毎月毎の精算とし、前月分を翌月 <b>15</b> 日までに請求しますので、月末 ( 金融機関口座引落しの場合は、その指定日 ) までにお支払下さい。
支払方法	① ご指定の金融機関口座から、事業者の指定する日に引き落としします。 ( 事前に口座振替依頼書を提出していただきます。 ) ② 滋賀銀行より振り込みで支払うものとします。 ● 手数料は別途ご負担していただくこととなりますのでご了承下さい。

## 6. 利用料の滞納

利用料の支払いについて、支払い期日から**20**日以上遅延し、さらに支払いの督促から**30**日以内にお支払いがない場合において、訪問介護の提供を停止し、契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくこととなります。

## 7. 担当訪問介護員の変更

訪問介護員の変更を希望する場合には、訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の変更を申し出る事が出来ます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。なお、事業者の都合により、訪問介護員を交代させることがあります。この場合、利用者やそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者および訪問介護員（会員）である者は、訪問介護を提供する上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護	事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が責任をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。利用者から、提供を受けた個人情報は、事業者が行う訪問介護業務のみに利用します。それ以外の目的では一切使用いたしません。

## 9. 損害賠償

利用者に対して事業者の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

## 10. 緊急時の対応方法

訪問介護の提供中に容体の悪化等があった場合は、ご家族等へ連絡いたしますとともに必要に応じて、救急隊、利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

## 11. 訪問介護に関する相談・要望・苦情等

- (1) 事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情に対応します。また、必要に応じて関係機関に報告します。
- (2) 相談窓口としてサービス提供責任者が対応していますので、ご要望やご意見等もお気軽にお申し出ください。

### (3) 相談窓口

#### ◇ 事業所の窓口

公益社団法人 大津市シルバー人材センター 相談受付担当	
所在地	大津市中央二丁目2番5号 大津市中央市民センター3F
電話番号	077-525-2528
相談時間	月～金曜日 8時40分から17時25分まで (土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

#### ◇ 市の窓口

大津市健康保険部介護保険課	
所在地	大津市御陵町3番1号
電話番号	077-528-2753
相談時間	月～金曜日 9時から17時まで (土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

#### ◇ 公共の窓口

滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課	
所在地	大津市中央四丁目5番9号
電話番号	077-510-6605
相談時間	月～金曜日 9時から17時まで (土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

滋賀県運営適正化委員会	
所在地	草津市笠山七丁目8番138号
電話番号	077-567-4107
相談時間	月～金曜日 9時から17時まで (土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

## 12. 事故防止および発生時の対応

サービスの提供による事故防止に努め、事故が発生した場合は、速やかにご家族等へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、その事故の原因を究明し再発防止の為の対策を講じます。また必要に応じて関係機関に報告します。

## 13. 非常災害時等における体制の構築

事業者は、非常災害等の発生の際には、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

## 14. その他の運営についての留意事項

### ① 人権の擁護、虐待の防止等

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対しては研修の機会を確保します。

### ② 暴力団の排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であってはならないものとし、またその運営については、暴力団員の支配を受けてはならないものとする。

### ③ その他

この重要事項説明書は大切に必ず保存してください。

## 15. 第三者評価について

実施していません。

サービスの内容について以下の確認をしました。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

訪問介護についてご本人および代理人に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 大津市中央二丁目2番5号  
大津市中央市民センター3F

名称 公益社団法人 大津市シルバー人材センター

代表者 理事長 拾井 道夫

説明者 \_\_\_\_\_印

私は、本書面により事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受けました。

ご本人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印

( 代理人代筆 )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印 (続柄 \_\_\_\_\_)